

会議録

会議の名称	令和2年度第2回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会
開催日時	令和2年12月28日(月) 午前10時00分～午前11時30分まで
開催場所	市役所別館4階 特別会議室
出席者	会長：大西委員 副会長：富岡委員 委員：荒委員、仲委員、肥田委員
欠席者	なし
案件名	(1) 保育所の認可について （仮称）渚保育園（保育所） (2) 小規模保育事業実施施設の管理者変更について アップル保育園（小規模保育事業B型） (3) その他 令和2年度第1回開催時（令和2年8月31日）の 主なご意見に対する回答について
提出された資料等の 名 称	資料1 児童福祉施設認可審査表及び添付資料 資料2 令和2年度第1回開催時（令和2年8月31日）の主な ご意見に対する回答について 参考資料1 関係法令等抜粋 参考資料2 市内施設位置図
決定事項	保育所1件、小規模保育事業B型1件の認可について、意見を聴取した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」が含まれるため。
会議録の公表、非公表の別 及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	—
所管部署 (事務局)	子ども未来部 私立保育幼稚園課

審 議 内 容

【会長】

それでは、ただいまより、令和2年度第2回の枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会を開催いたします。

まず、事務局から、本日の委員の出席状況について報告をお願いします。

【事務局】

おはようございます。

私立保育幼稚園課課長の多田でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況ですが、委員5人、皆様ご出席をいただいておりますので、枚方市社会福祉審議会条例第7条第3項の規定に基づき、本審査部会が成立していることをご報告させていただきます。

【会長】

ありがとうございます。

本日の案件ですが、保育所の認可について及び小規模保育事業実施施設の管理者変更について、ご審議をいただきたいと考えております。

可能な限りスムーズに審議を進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料の確認をお願いします。

【事務局】

(資料確認)

【会長】

続きまして、会議の運営事項について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(参考資料2に基づき、会議の運営事項について説明)

【会長】

ただいま、事務局から、会議の運営事項についての説明がございましたが、本審査部会は、本日の案件について、枚方市情報公開条例に基づく非公開事項を取り扱うことになるということです。

そのため、非公開事項に関連する部分もあると思いますが、各委員の皆様には忌憚のないご意見をいただけますようお願いいたします。

なお、会議録につきましては、各委員からの発言について、非公開部分については削除するなどして公表することが妥当ではないかと考えますが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

【会長】

ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、本日及び令和2年8月に開催した第1回の会議録を、ホームページ等に公開する際の発言者の個人名の記載についてです。原則は記載することですが、より活発な意見を行うため、発言者については、会長、委員と記載することが適当と考えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【会長】

それでは、会議録については、発言者の個人名は記載しないということで決定したいと思います。

続いて、本審査部会の位置づけと、本日の会議の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(参考資料2に基づき、位置づけと会議の進め方について説明)

【会長】

事務局の説明のとおり、各施設の認可については、児童福祉法等の規定に基づき、市の責任において決定されますが、委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的な見地から、ご意見、ご質問をいただき、新たに設置される施設がよりよいものになりますよう、ご協力をお願いいたします。

また、本日、会議に先立ちまして委員には、各申請者の経理関係について、確認をいただいておりますので、お気づきの点がありましたら各施設の質疑の中で、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、案件1. 保育所の認可について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、案件1. 保育所の認可について(仮称)渚保育園のご説明をさせていただきます。

まず、内容をご審議いただく前に、令和2年8月の第1回の認可審査部会でもお伝えしましたが、全体的なスケジュールについて改めて説明させていただきます。

1枚目、渚・渚西保育所民営化スケジュールをご覧ください。

こちらは、渚・渚西保育所の民営化のスケジュールと認可審査部会のタイミング、それから新園舎整備に係るスケジュールを表で示しています。全体的なスケジュールは、まず、渚保育所を令和3年4月に民営化し、現在の渚保育所の園舎で1年間法人が運営を行う予定です。その後、令和4年4月に渚西保育所を民営化します。渚西保育所の民営化と同時に、両保育所を統合。新園舎に移転し、運営を行うこととなります。

本日の認可審査部会でご審議いただくのは、令和3年4月の渚保育所の民営化に伴う認可となっております。施設については、現在の公立渚保育所の園舎での運営となりますので、施設設備の基準等については、現在の園舎での確認を行っております。なお、先ほども申しましたとおり、令和4年4月には新園舎に移転しますので、使用は1年間のみとなります。

なお、新園舎については、現在、新園舎建設用地の造成を行っております。第1回の認可審査部会で図面の案をご確認いただき、ご意見をいただいておりますが、その意見に対する法人の考え方は、最後の「その他案件」でご説明させていただきます。

それでは、次のページをご覧ください。渚保育所及び渚西保育所、両保育所を統合する新園舎の位置を参考に添付しております。

次の3ページ渚保育所の施設概要をご覧ください。令和3年4月から1年間運営を行う、現在の渚保育所の施設概要となっております。敷地等の面積はご覧のとおりです。構造は鉄筋コンクリート造の2階建て、耐火建築物、昭和47年に建築されています。

次に、簡単に園舎の配置などについて、ご説明させていただきます。別にお配りしております、図面の1枚目、配置図をご覧ください。図面の左側が配置図となっております。園舎はL字型の園舎となっており、屋外遊戯場は400㎡、南側にプールを配置しております。

次に2枚目平面図をご覧ください。こちらは、1階平面図でございます。1階では、北側の玄関から入って東側に2歳児と3歳児、園舎の西側に手前から5歳児と4歳児の保育室を配置しています。その他、給食室と遊戯室を配置しています。

次のページが2階平面図となっております。こちらは、園舎の西側部分に0歳児・1歳児の保育室を配置しており、北側の角に事務室、事務室とつながって、医務室がございます。医務室の横に更衣室、それから調乳室が配置されています。

なお、階段、避難用の滑り台につきましては、平面図の北側に屋内階段がございます。園舎の東側にベランダを挟みましてすべり台がございます。また、園舎の南側、1歳児室の向かいに、屋外階段と滑り台が配置されています。

渚保育所の概要の説明は以上となっております。

それでは、具体的に認可についての審議に入らせていただきます。児童福祉施設認可審査表をご覧ください。

こちらは、内容のご説明の前に、1件目のご説明になりますので、この審査表の項目及び資料について簡単にご説明させていただきます。まず審査表については、各申請者から提出された申請書類を事務局において市で定めている基準条例や児童福祉法などの関係法令に照らして確認しております。確認した内容について、若干内容は異なりますが、各施設の種別ごとに職員配置や施設・設備基準、土地・建物の所有関係、保育時間や全体計画などの運営に関する事項などについて整理したものとなっております。

まず、この審査表の各項目の内容について、事務局で確認した点をご説明させていただきます。なお、各項目の一番右の添付書類と書いている欄に、確認の際の根拠となる添付資料の番号を記載しています。この番号は資料のインデックスの番号と一致しますので、説明が終わりましたら、実際に資料をご確認いただければと思っております。

添付資料の一覧の書類名は、目次のインデックスを貼っているページの添付書類一覧に書類名を記載しておりますので、併せてご参照ください。資料の最後の26番には、法人が使用す

るマニュアル類も添付しております。そちらもご確認いただき、ご意見等をいただけたらと考えております。

なお、書類といたしまして、目次の次の資料が、申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間ということで、審査の具体的な基準を記載しています。

次の資料は関係法令等抜粋ということで、条例・児童福祉法等の関係部分のみ抜粋しております。

その次が、法人から提出があった保育所設置認可申請書となっております。

資料は以上でございます。それでは、審査表に戻っていただきまして順次説明させていただきます。

まず、審査表の基本事項としまして、設置主体・施設名称・定員を記載しています。定員は歳児ごとの人数を記載しています。その下の、配置基準の項目は、歳児ごとに、条例等で求めている必要な保育士数を記載しています。

具体的に、0歳児は児童3人に対して保育士1人、1歳児は児童5人に対して保育士1人、これは国基準の6人に1人より本市条例で手厚い配置としております。2歳児は児童6人に対して保育士1人、3歳児は児童20人に対して保育士1人、4歳児・5歳児は児童30人に対して保育士1人となっております。4歳児・5歳児は合算となりますが、各歳児の小数点第1位まで計算し、10.3人、定員90人以下の場合には必要保育士が1名追加されますので、11.3人となり、四捨五入して合計11人の保育士が必要となっております。

次に確認事項です。

1. 定員の項目ですが、こちらは待機児童対策の観点から、市として待機児童の多い3歳未満児を4割以上設定することを求めており、90人定員のうち3歳未満の0～2歳児の定員が39名であることから、43.3%になり、○としています。

2. 職員について、配置基準以上に配置されているかですが、こちらはインデックスの4、職員名簿で確認を行い、配置されていることを確認しています。施設長・主任・保育標準時間認定児童を受け入れる場合の加配保育士、障害児保育の加配保育士・体調不良が出た際の看護師が配置されており、先ほどの審査表の配置基準以上に配置されていますので、○としています。

次に、職員配置ローテーション表についてですが、インデックス7で確認しており、予定では、常勤職員は8時30分から17時15分の勤務であり、早朝・夕方については、7時～9時と17時～19時勤務の非常勤職員を配置予定となっております。早朝夕方の利用者数等によっては、常勤職員が早朝や夕方にローテーションで勤務することを想定しておりますので、○とさせていただきます。

次に審査表の保育士資格を有しているかの項目ですが、こちらは添付書類に保育士証を添付しており、事務局で確認済みですので、○としております。

次に、審査表の嘱託医の項目、嘱託医は配置されているかについてですが、添付書類を事務局で確認済みですので、○としています。

次に、審査表の調理員についてですが、「調理業務を全部委託する場合は、調理員を置かないことができる」となっており、添付書類として調理業務委託契約書の提出がされており、委託を行うことが確認できているので、○としています。

次に、3. 設備の基準についてです。審査表の面積基準の欄ですが、0歳児・1歳児の場合は児童1人当たり3.3㎡、2歳児以上については児童1人当たり1.98㎡、屋外遊戯場では2歳児以上については児童1人当たり3.3㎡の面積を求めています。現状の公立の渚保育所から設備面の変更はなく、詳細な説明は割愛いたしますが、インデックス1の各室の面積表や、平面図等で基準を満たしていることを確認しています。

また、調理室・医務室・便所・調乳室・事務室を配置していることも確認しています。

次に、審査表の4. 保育室等を2階以上に設ける場合ですが、現在もそうですが、0歳児・1歳児の保育室が2階であるため、2階の場合に該当します。この場合は、「耐火建築物」か「準耐火建築物イ」のいずれかに該当することが求められますが、施設整備の担当課に耐火建築物であることを確認しています。

また、常用・避難用としていずれかにチェックが必要となります。先ほど平面図で説明しましたとおり、常用では屋内階段に、避難用では「屋外に耐火構造の傾斜路若しくは避難用滑り台、屋外階段」を配置しておりますので、○とさせていただいております。

その下の幼児の転落防止設備については、現在の公立の渚保育所で設置されており、引き続き、そのまま使用することを確認しています。

次に審査表2ページ目は該当項目がありませんので、3ページ目をご覧ください。6. 土地・建物の状況ですが、土地・建物とも枚方市から貸与を行う予定のため、不動産貸与の場合に該当します。土地・建物とも右の確認欄を△にしておりますのは、令和4年4月に新園舎に移転しますので、令和3年4月から令和4年3月末までの1年間のみ、市から土地・建物とも無償貸与を行う予定でございますが、まだ契約を締結しておらず、今後契約を行うため、△としております。

また、建物については、貸主や条件にも一定の要件が求められていますが、市からの貸与ということで、土地・または建物の貸主が信用力の高い主体であり、○としています。

また、貸与については、土地・建物とも無償であるため、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下は無償と記載し、下2つの賃借料に関する項目は横棒とさせていただいております。

その下の7. 保育時間については、朝7時から19時までの12時間の開所を行うことを、添付書類の12. 運営規程で確認を行っております。

次に、8. 保育の全体計画については、保育所保育指針に従った保育計画が設定されているかについて、内容を確認し、○とさせていただいております。

添付書類ではインデックスの25が保育計画となっておりますので、後ほどご確認いただき、何かありましたらご意見をいただければと思っております。

9. 運営規程、園の運営に関する重要事項(11項目)が規定されているかについては、条例で定めております項目について、添付書類の12. 運営規程で規定されていることを確認しました。

就業規則が適切に作成されているかは、13. 就業規則で確認を行っております。

次の項目、10. 児童福祉法第35条第5項に規定する事項については、第1号「当該保育所を経営するために必要な経済的基礎がある」は、既設の社会福祉法人となり、法人監査等も受けており、また運営法人の選定審査会で経理的なところもご確認いただいております、○としています。

第 2 号当該保育所の経営者が社会的信望を有している、についてはインデックスの 3 経営者経歴書にて確認しています。

第 3 号実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識または経験を有しているについては、添付書類の 5 で、施設長の四辻先生の履歴書を確認し、合計 28 年間の勤務経験があり、○としています。

児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号に掲げる項目に該当しない、については、添付書類の 15 で該当しない旨の誓約書が提出されており、○としています。

その他、法令等に定める基準を満たしている、についても問題ある項目はありませんので、○としています。

以上、長くなりましたが、案件 1 の説明は以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、説明がありました案件 1. 保育所の認可について（仮称）渚保育園のご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

【委員】

1 年間の運営ということで、現在の保育園の建物をそのまま使用して、運営を法人にさせていただくという理解でよろしいですね。

【事務局】

はい、今、公立で運営している渚保育所の建物をそのまま使用していただきます。

【委員】

昭和 47 年築の建物なのですが、耐火構造や耐震性の確認は、市で行っているという理解でよろしいですか。

【事務局】

はい、耐震診断を実施しておりまして、耐震性は問題ないということを確認しております。耐火については、耐火建築物となっていることを確認しております。

【会長】

昭和 47 年築となると、築何年になるんですか。

【事務局】

築 48 年経過しています。

【会長】

ほぼ 50 年だから、減価償却されて価値はほとんどないですね。

【事務局】

価値は低いと思います。

【委員】

補足で経理についてですが、この法人は、前回のときに、内容を見せてもらっています。今回は添付書類の中に過去の決算書をつけていないので、予算書しか見ておりませんが、社会福祉法人としても実績がありますので、問題ないのではとご意見させていただきます。

【会長】

はい、ありがとうございます。

この法人は、他に何園も経営されてますね。

【委員】

保育園として使用している土地は、1年間の運営が終わった後、何かに利用されるんですか。

【事務局】

土地は借地になっており、建物を取り壊したうえで、返還します。

【委員】

今回は1年間、既存園舎を使用して運営しますが、運営の仕方も今のやり方を踏襲していくので、合理的な方法になるのかなと思います。新園舎については、どれぐらい良いものにしていただけるのか、という点がこの審議会としては気になります。

【委員】

今回の案件については、1年間だけの運営ですし、既存園舎を使用して運営していくので変えようがないと思います。

気になるのは、耐震性、耐火に加えて、今は新型コロナウイルス感染症対策ですよ、古い施設になるので、感染防止策をきちんとされているのであれば、問題ないのではないかと思います。

【委員】

当然できていると思いますが、消防設備とか、災害時における設備の定期的な点検というのは消防法に基づいて実施されていますか。また、消防訓練、避難訓練も実施していますか。

【事務局】

消防法に基づく設備の定期的な点検は実施しています。また、消防訓練、避難訓練については、月に1度、年12回、地震や火災、不審者を想定して行っています。

【会長】

この寝屋川聖和福祉会のアレルギー対応は、引用したマニュアルを使ってきっちり対応されていると思いますが、気になるのは、児童虐待の虐待防止マニュアルについてです。1点目は、児童虐待を防止するための保護者との関わりで注意する点・留意する点が記載されていない点です。

2点目は、虐待防止マニュアルの「IV. 記録（虐待予防チェックシート）について」の項目です。虐待予防チェックシート自体は、一般的な様式ですので、問題ないと思いますが、一番最後の「また、子どもの様子を写真で撮影して記録しておくのも有効である」と記入している点です。きっちり、事前説明して、本人及び保護者の了解を得ているのか。そうでなければ、プライバシー侵害になってしまいますが、対応している点を読み取れないので、ご確認いただければと思います。

【事務局】

2点目の件ですが、大阪府の児童相談所である子ども家庭センターや、枚方市の子どもの育ち見守りセンターが虐待の通告窓口となっており、平成11年から枚方市児童虐待問題連絡会議ができて、公立・民間保育所とも連携しながら、虐待防止に取り組んでいます。虐待が疑われる事案が発生した場合に、義務として通告を行います。関係機関等からの要望があれば、状況把握のために写真を撮ることもあります。

【会長】

子どもの写真を撮るということは、個別での保護者、子ども本人の承諾は取っていないのですか。

【事務局】

公立保育所の場合は、保護者の方に保育所の入所説明会で、大きく含め他の行政機関との連携を説明しており、不適切な関わり等が見られた時には、個別に児童相談所等に連絡をとり対応させていただく事になる旨をお伝えしています。

【会長】

全体的な説明の中で承諾を得ているということで考えれば、問題はないということになります。虐待の場合は、事前説明というのは大事なことになってくると思います。児童相談所等、職権がある場合は、事前の承諾なく職権を行使すればいいわけですが、保育所の場合は、職権がないので難しいと思っています。

【事務局】

今申し上げたような形で、全体的には説明会等で事前にご説明させていただいています。

【会長】

虐待が疑われる案件で写真を撮る場合は、保護者の方に、先ほどおっしゃったような全体的

な説明を事前にできていれば、事前説明の範疇の中での行為という捉え方もできると思います。

【事務局】

法人がどのように対応しているかは確認しておきます。

【会長】

お願いします。他に何かありますでしょうか。ないようでしたら、案件1に関しての質疑は以上とさせていただきます。

次に案件2. 小規模保育事業実施施設の管理者変更についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

続きまして、案件2、小規模保育事業実施施設の管理者変更、アップル保育園についてご説明させていただきます。

審査表の各項目のご説明をさせていただく前に、補足の説明をさせていただきます。

この施設につきましては、現在、既に0、1、2歳児の定員10人の小規模保育事業B型として運営をされております。法人ではなく、個人が代表者の施設であり、現管理者である坂下節子氏のご高齢であるため、娘である松田てま氏への変更のご希望がありました。よって坂下節子氏からは地域型保育事業の廃止申請が提出され、松田てま氏からは地域型保育事業の認可申請書の提出がされています。

なお、松田てま氏につきましては、アップル保育園が簡易保育園として運営されていた当時から当該園において保育に従事され、現時点まで約30年間にわたり必要保育士として保育に従事されています。

それでは、お手元の審査表に沿ってご説明をさせていただきます。

今回は管理者の変更のみであり、施設面の変更は一切ございません。施設面での基準等を満たした申請がされていることを事務局で確認しております。

審査表の基本事項としまして、先ほどもお伝えしましたが、施設は小規模保育事業B型で、個人が代表の施設であるため、設置主体は松田てま氏となっております。

定員につきましては、乳児2名、1歳児4名、2歳児4名、計10名となっており、現時点から変更はございません。

確認事項としまして、定員、職員の保育士・嘱託医・調理員は全て基準を満たしており、その下の設備の基準につきましても、必要面積及び必須の設備について基準を満たしていることを、添付書類の資料番号の書類で確認しております。

それでは、アップル保育園の園舎の概況についてご説明させていただきます。前方のスクリーンに図面と写真を映しておりますのでご覧ください。なお、お手元に平面図のみ配付しておりますので、併せてご確認ください。

まず、アップル保育園の園舎全体の画像となっております。2階建ての一戸建ての建物ですが、2階は使用せず1階のみで保育を行っております。

続きまして、園舎内の説明をさせていただきます。平面図向かって右下に二つ玄関がござい

ますが、平面図向かって右の玄関は締め切ったまま使用しておらず、左の玄関が出入り口となっております。スクリーンの右の一番下の画像は、ホールから玄関に向かって撮った画像となっており、スクリーン左の玄関が使用していない玄関、右の玄関が使用している出入り口となっております。時計回りにご説明いたします。

平面図向かって左下の保育室が1・2歳児の保育室、平面図左上が0歳児の保育室となっております。1・2歳児の保育室の押し入れに、「×印」が記載しておりますが、実際は使用しており、午睡用の布団などを収納しております。平面図左上の0歳児の保育室には2台のベビーベッドを設置しております。二つの保育室内には事故防止カメラ計4台を設置しております。

平面図の一番上部にシャワールームがございますが、沐浴室としても使用し、右横に子ども用トイレを配置しております。また、シャワー室右横の「更衣室」につきましては、保育士等が着替える場所ではなく、子どもの脱衣場として使用しております。

平面図上、右上が台所、調理室となっており、その下フリー部屋との境には木製のベビーゲートが設置されております。

スクリーンのフリー部屋については右上から二つ目の画像となっており、事務室側から撮っております。この部屋につきましては、通常使用しておりません。

また、子どもが体調不良となった場合には、常設はしておりませんが、事務室に簡易ベッドを設置し対応しております。

それでは、次に、園舎の外回り及び避難口についてご説明いたします。

避難口は数か所設定されております。平面図左下の1・2歳児用の保育室には2か所の避難口が設定されており、その上の0歳児用の保育室には1か所の避難口が設定されております。保育室向かって左の避難口は、避難口から出た際に地面との段差を解消させるため、塀までの約1メートル幅に木のデッキを設置し、子どもが園舎外へスムーズに出られるよう配慮がされております。

平面図向かって右上のフリー部屋の右側から外に出られるようになっています。スクリーン右上の画像が当該画像となっており、外からフリー部屋の避難口に向かって撮影した画像となっております。右下の画像につきましては、使用していない玄関口側から保育室側に向かって撮った画像となっております。いずれの避難口からの経路につきましても、園児や保育士等の安全面を確保しながら移動できるスペースが確保されております。

以上が、避難経路を含めた園舎の概要の説明となります。

それでは、お手元の審査表にお戻りいただけますでしょうか。

審査表の2ページ目をご覧ください。4.保育室等を2階以上に設ける場合、につきましては、当該園は2階建てですが、1階のみで保育を行っておりますので、2階は使用していないため該当せず、斜線を引いております。

審査表3ページ目をご覧ください。5.屋外遊戯場については、隣接した園庭がございますので、子どもが歩いて約15分の場所にある「翠香園ふれあい公園」を屋外遊戯場として設定しております。移動に当たっては、職員が現場へ赴き安全面について確保されていることを確認しております。

6.土地・建物の状況についてですが、土地につきましては、借地ではありますが、記載している相手方との賃貸借期間は2031年の12月末までであるため、今後10年以上期間がある

ことを確認しております。また、賃料につきましても年間 41 万円であることを確認しているため、安定的な事業の継続性の確保が図られることを確認しております。建物につきましては、松田てま氏が3分の2を所有し、現管理者の坂下節子氏が3分の1を所有しているため、建物の貸与には該当しません。

7. 連携施設については、引き続き公立保育所の香里団地保育所を連携施設として確保しております。

8. 保育時間につきましては、延長保育を含め、朝の7時から19時までの間、開所していることを確認しております。

9. 保育の全体計画につきましては、No. 16のインデックスを付けている資料をご覧ください。

令和2年度のアップル保育園の「保育の全体計画」となっております。「安全対策」の項目については、「避難訓練」と記載しており、火災・地震・不審者対応を毎月実施となっております。

この不審者対応に関する避難訓練につきましては、どのような訓練をされているのかを確認しましたところ、園舎内に鍵のかかる場所は大人用のトイレのみとなるため、子ども達を大人用トイレに誘導し、誘導している際に保育士がフリー部屋に設置されております非常用通報装置を鳴らした上で、トイレの中から鍵をかけて、安全が確保されるまで待機するといった訓練をしています。実際に大人用トイレは園児10名と大人が入れるスペースが確保されているのを現地で確認しております。

また、このコロナ禍における感染症対策につきましては、「保育の全体計画」の「環境及び衛生管理」の中で、新型コロナウイルス感染症も含めた感染症対策について示していくと園から聞き取りを行っています。

それでは、再度、審査表にお戻りいただけますでしょうか。審査表の3ページ目をご覧ください。3ページ目の10. 運営規程・就業規則につきましては、重要事項等が規定されており、適切に作成されていることを確認しております。

11. 児童福祉法第34条の15第3項に規定する事項につきましては、第1号から4号について全て確認し、問題ないことを確認しております。

以上、簡単ではございますが、案件2についての説明となります。

【会長】

それでは、説明のありました、案件2、小規模保育事業実施施設の管理者変更、アップル保育園について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

2階は、何に使用していますか。

【事務局】

2階は、以前は居住スペースとして使用していましたが、今は一切使用しておりません。

【委員】

物置みたいなものでしょうか。

【事務局】

そうです。

【会長】

保育園の物置のスペースには入っておらず、アップル保育園として使用している空間ではないということですね。

【事務局】

はい、そうなります。

【委員】

フリー部屋は使用していないとのことですが、写真を見ると、フリー部屋は外側が、ウッドデッキみたいになっていて、庭と隣接しているのでしょうか。

【事務局】

はい。そうです。

【委員】

結構な広さの庭があるように見えますね。ここは活用されてるんですか。

【事務局】

ビニールプールを置くぐらいのスペースはありますが、何か園児たちが遊ぶといったようなことはしていません。

【委員】

庭とのつながりでいうと、なぜここを使わないのか、もったいないような気がします。ここを使用していると台所に入る際に支障があるんですかね。うまく活用することはできないのかと思いました。

【会長】

廊下なので動線として使用する面があるからですかね。

【委員】

これだけのウッドデッキのスペースがあって、しかも庭もあるということであれば、うまく活用できるのではないかという気がします。あと、図面でいうと南側の避難路は、すごく狭く見えるため、避難路として機能するか気になります。

【事務局】

南側・北側のどちらかで何かあったときでも大丈夫なように、一周できるような構造にはなっています。

【会長】

写真を撮ったから狭く見えますが、実際はそんなに狭いという間隔ではないような感じがします。

【委員】

1メートル程度の幅はあるということですね。

【事務局】

大人が、子どもの手をつないで歩くには、十分な幅がありますが、交差できるほどの広さはないです。

【委員】

通路のところに物を置いているのは、やめた方が良いでしょうね。

【事務局】

承知しました。やめるよう指導いたします。

【委員】

この建物はもともと園舎ではなく、一戸建ての住宅を改装する形で使用しているということでしょうか。

【事務局】

はい、そうです。

【委員】

管理者の変更だけの手続きで、これだけの資料が必要なんですね。変更に伴って、施設、設備や就業規則等が変わるということであれば分かるのですが。

【事務局】

法人組織であれば、管理者変更は届出だけの手続きでできます。ただし、個人で認可していますので、親族ではあっても、新たに個人に対して認可が必要となっています。

【会長】

今回は代替わりですね。

【委員】

個人に認可して事業をしてもらう形になっているので、管理者が変更となれば、また違う方に事業をしてもらうということですね。

【事務局】

そういうことです。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【事務局】

変更後の管理者は現管理者の娘ですので、基本的には同じ運営を引継ぐ形にはなりますが、管理者の変更は経営者が変わるようなものですので、管理者の考え方によって、例えば、保育の運営の仕方や方針が変わってくるといったこともあり得ます。

【委員】

そうですね、そういったこともないとは言い切れませんものね。

【委員】

これは感想ですが、給食を自園でするのは大切なことだと思います。すごく頑張っているとは思いますが、今後のことを考えていくと、この台所の設備で十分なのか感じています。この設備では、今後対応が難しくなってくるときもあるのかなと思います。

あとは、全体的な計画の部分、これも感想になるので、変えてくださいということではありませんが、恐らく、そのまま引用して作ったのだと思います。それが悪いと言う訳ではありませんが、良い保育をしていこうと、全体的な計画をすごく考えておられる園もあります。長年地道にやっけてこられているというのはよく分かるのですが、保育の全体的な計画の中に独自の保育観をもっと大切にして、反映していく努力も必要と思います。単に申請に必要なので出したという訳ではないと思いますが、市とも連携しながらより良いものを作っていただければと思います。

【委員】

工事請負契約書ですが、工事請負契約書の図面と今回の認可資料の平面図と違う部分があります。工事の時に拡張したのですか。

【事務局】

工事請負契約書については、平面図の左下1・2歳児用の保育室のみ耐震性が確保されていなかったため、平成27年度に耐震工事を行った際のものです。

【会長】

保育室の拡張工事を行ったんですか。

【委員】

いや、多分、この図面は、リフォームしてる箇所だけを図面にしたものです。
だから、建物の半分、保育室の部分だけを耐震構造にしたということだと思います。

【会長】

そういうことですか。

【委員】

だから、今回の工事以外の部分が耐震性確保できているか、分からない。

【会長】

耐震性は確保できていますか。

【事務局】

平成 27 年度の工事以外の部分も耐震性は確保されていることを確認しています。

【委員】

耐震性が確保できていない部分だけ工事したということですね。

【会長】

ほか、よろしいでしょうか。

以上で、案件 2、小規模保育事業実施施設の管理者変更、アップル保育園の質疑は終了させていただきます。

事務局におかれましては、案件 1 も含め各委員から出た意見を踏まえ、申請者への確認、修正等の対応を行っていただきますようお願い申し上げます。

それでは、案件 3、その他の案件として、第 1 回開催時の主な意見に対する回答について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、第 1 回開催時の主な意見に対する回答について、法人の考えを抜粋して、ご説明いたします。

まず、(仮称) 渚保育園についてですが、前回会議資料も添付しており、黄色の付箋を貼っている箇所が前回の(仮称) 渚保育園の平面図となっておりますので、併せてご参照ください。

No. 1 のオーソドックスな造りとなっている、特色ある利便性のいい配置を検討してはどうかとのご意見に対する法人の考えですが、園児が保育を受けるために機能的な部分を重視するため、また、現在の公立保育所の造りを考慮し、シンプルな造りとしておりますが、魅力あ

ふれる園舎となるよう、内装等については、鋭意検討するとしています。

その下、No. 2、No. 4については、送り迎えについてのご指摘でした。送り迎えの際の園児の受け渡しについては、保育室で行うことを想定しています。なお、保護者が車椅子であるなど、お迎えに行くことが難しければ、職員が玄関から一番近いフリールームまでお連れして受け渡しを行うことで、効率的かつ安全に園児の受け渡しを行うことができます。また、エレベーターの配置については、園庭・保育室の面積を広く、フリーの部屋を作るなど、保護者の要望を優先した上で、安全面や費用面を考慮した結果、設置しない予定となっています。

No. 3の広範囲におけるウッドデッキの設置については、0歳児が水遊びをする等乳児テラスのような位置付けのため、広げることは予定していませんが、1階部分にウッドデッキの代わりに人工芝の緩衝スペースを設けることを予定しています。

No. 5の火災時の避難については、調理室を含む園舎の南側が燃えてしまうと、敷地外に避難できず、屋外遊戯場で待機するしかないというご意見でしたが、調理室の壁については耐火性を強化しており、避難に要する時間は管理通路の使用が可能であると想定しています。万が一、管理通路を使用できない場合は、西側の隣地境界線に非常用通路を確保しており、園児の敷地外への避難や、消防隊の出入りが可能になっているとのことでした。

No. 6については、0歳児・1歳児の避難は時間がかかるため、保育室は2階ではなく1階の方が良いのではないかとのご意見でした。確認したところ、法人が運営する他の園でも同様の配置となっており、1階の2～5歳児の避難が短時間で完了するため、その分2階にいる0・1歳児の避難に人手を充てることができ、結果的に短時間で避難誘導を行うことができるとの回答でした。

次に、宇山光の子保育園の指摘についてです。ピンク色の付箋を貼っている箇所が宇山光の子保育園の平面図となっておりますので、併せてご参照ください。

東側の道路沿いを有効活用して欲しいというご意見でしたが、法人でもビニールプール等を配置するなど、活用を行う予定であることを確認しています。

案件3についての説明は以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

第1回開催時の主な意見に対する回答について、今、説明がありましたが、何かご意見とかご質問、ございますか。

【委員】

回答内容は平行線かなと思います。

【会長】

こちらの意見にも応えて欲しいなどは思いますね。

【委員】

結局、（仮称）渚保育園については、計画どおりにするので、認めてくださいといった感じ

ですね。

【委員】

特に、基準に違反しているわけではないということもあり、恐らく平行線のままだと思います。ただ基準を満たしているということと、より良いものを求めるというのは全く違うことなんですよね。大体普通は設計士さんが、提案型でこういうのはどうでしょうというのを、施主や利用者に見せて、どの提案がよいかを選びます。他の園舎の造りであるとか、例えば、この宇山光の子保育園と両方並べて、どちらが良いですかという方法もありますし、いろんな業者が提案するときは、いろんな事例・パターンの中から、どれを選びますか、どんな感じにしましょう、という方法もあります。恐らくですが、今回は、そういう手順が踏まれておらず、今までの造りを遵守しましょう、あるいは、延長線上でいきましょうとなっているような気がします。これが悪いというわけではないですし、基準を満たしてないというわけでもないのに、恐らく平行線のままになると思います。こういった設計の話はなかなか難しい問題だと思います。

【委員】

シンプルな造りというのが、それを象徴してますよね。

【委員】

そうですね。あとやはり、今までの形を踏襲してるので、配置等は何の問題もないでしょうという話だと思います。それは間違いではないのですが。

【会長】

車椅子の駐車スペースがあったので、資料2のNo. 4で、車椅子の保護者が来られたときに、例えば0歳児の保護者だったら2階までどうお迎えに来るのか、エレベーターがないと動線の確保ができないのではと、そういう意味で申し上げたんですが、1階のフリールームで受け渡しするという回答だったので、多分、質問の内容に驚かれたと思います。2階に食事を上げるためのリフトはありますので、衛生上、エレベーターとリフトを別に造る場合もあるものの、エレベーターだったら、車椅子の保護者の方も使えるし、基本的にリフトと兼用もできます。

また、No. 6の回答ですが、当たり前の話ですが、どの歳児の園児も大事なわけで、災害時とか、緊急時の場合は、全ての園児がすぐに動けないといけないと思いますし、その方が早く避難ができるということになります。5歳児等、上の年齢の園児をまず先に避難させてという考え方は、どうなのかなと思います。全ての園児が同時に避難できるようなシステムを構築される方が良いと思います。

それから、一番大事なことは、ここを利用する子どもの最善の利益を尊重しようということかなと思います。それは保育士も、保護者も、それから、地域の人たちも必要な考えですね。子どもの最善の利益という観点から、設計や地域での行政が、考えられないといけないと思います。先ほどありましたように、今回の設計では何ら違反してる訳でもないし、このままでも

別段、問題が起こるという訳ではないものの、子どもの最善の利益のためにより良いものという観点に立って考えていくと、やはり、改善していただく必要性をお考えいただくことは、意見として出さざるを得ないかなと思います。

これから、枚方市が公立保育所の民営化を進めていき、子どもたちが民営化後の保育所で保育を受けることを考えれば、法人の考え方で整備を進めていくことも方法としてはありますが、保育所をより良いものにしていただけるよう、アドバイスができるようなシステムがあればいいなと思います。

具体的には、なかなか難しいですが、例えば、医療では、ドクターの診断に対してセカンドオピニオンという考え方もあり、ここの法人だからこういうサービスしかできませんというのではなく、法人がより良い保育所の運営ができるように、全体でレベルアップしていけるようなシステムがあれば良いと思います。

【委員】

他の市で保育園に関わっていますが、例えば、茨木市とか芦屋市であれば、今は斬新なデザインや、もっと使いやすい、魅力あるような保育所、認定こども園がどんどんできています。その中で、枚方市の新設の保育所がこの設計で良いのかと思うところがあります。ただ、法人の予算や、色々なこともあるので、基準を満たしていて、何か問題があるかと言われたら、いや、問題ないのでやってくださいという話になりますが、そうすると、枚方市の保育は、こんなものかと思われるような気がします。民営化で運営・設計を任せただけでなく、他の市町村の新設の保育所の設計を参考に、市のほうでも設計を検討して提案するべきだと思います。これから人口も減っていく中で、枚方市は特に子育てが充実してるので、転入者も多かったですが、今は魅力ある市にどんどん転出していきますので、その辺もお考えいただき、進めてもらえればと思います。

【委員】

今、おっしゃられた通りで、デザインというのは、特に正解があるわけではありません。建築家を入れたからといって、使い勝手の良いものになるとは限りません。例えば、滋賀県でも、いろんな建築家を入れて、すごくおしゃれな建物を造ってますが、現場の保育士はものすごく使いにくい、というのもよくあります。

ただし、No. 4の回答で、車椅子の保護者であれば、子どもを抱えて送り迎えをしますというのは、現場の運営に支障がないか、保育士に負担がないか確認したのかというのは、気になります。設計は現場の保育士に負担がないかという点を、確認しながら作っていく方法もあると思います。デザイン云々ではなく、保育士の負担軽減とか、もっとコンパクトな動き方の動線にしたいというのは、現場の保育士のニーズから出てくると思いますので、現場サイドの保育士の負担は本当に大丈夫なのかという点は、一つ確認事項としてあると思います。

【事務局】

今回、ご意見いただいた点については、今後、検討していかなければならないと思います。今回の件は、新設ではありますが、民営化という手順の中で、公立保育所の保育を、できるだ

け違和感がないように引き継ぐということで、法人の理解を得ながら進めてきました。法人の独自の方針等もあるかとは思いますが、子どもたちに、できるだけ負担がないようにとお願いしており、今回の設計では、法人なりに考えていただいた結果なのかなと、我々としても受け止めております。

ただ、今後もこういった認可の施設は出てきますが、本日いただいた、より良いものというご意見は非常に重たいと受け止めております。今回ご意見いただいた点も含めて、今後も進めていければと思っております。

【事務局】

先ほど子どもの最善の利益というお話がありました。保育所を含めて、児童福祉施設は、最低基準というものに基づいて運営していますが、あくまで最低限の基準となっています。その児童福祉施設の最低基準の条項の中にも書いていますが、「最低基準を超えて、常に向上させなければならない」ということも、併せて書かれおり、子どもの最善の利益を追求する中で、基準も環境も向上させていかなければいけないと思います。建物を建てる時等の思想として、我々も十分認識を持つということも必要ですし、法人も同じように考えていただかないといけない、ということは、今日の議論の中で、強く感じたところでございます。

【会長】

子どもの最善の利益というものは、本当にお題目で終わってはいけないと思います。しっかりと万事の根底の理念として、持っていければと思っております。

他に何かございますか。よろしいでしょうか。

以上で質疑は終了します。事務局何かありますでしょうか。

【事務局】

その他の案件としまして、第1回の認可審査部会でもご説明いたしましたが、今後の認可予定について、改めてご報告させていただきます。

令和4年の4月以降の保育所等の認可予定につきましては、民営化を行う施設に係るものにつきまして、既にご説明させていただいておりますので、それ以外についてご説明いたします。

認定こども園への移行希望について、私立保育所43施設、私立幼稚園11施設に対し、令和2年10月5日付で調査を行いました。その中には、前回の認可審査部会でもご説明いたしましたが、令和4年4月に認定こども園への移行予定としていた6施設及び移行を検討していた3施設も含まれています。調査の結果、令和4年4月に移行する予定と回答した施設は1施設のみで、本件は前回の認可審査部会でご説明しました宇山光の子保育園です。現時点では本件が今後の認可予定となっております。なお、移行を予定及び検討していたその他の施設につきましても、移行そのものをやめた訳ではありませんが、保育所から認定こども園へ移行する施設につきましては、新たに幼稚園部分、1号定員を設定するに当たり、必要面積等の確保に課題があるなどの理由で令和4年4月からの移行を見送っています。

簡単ではございますが、説明は以上です。

【会長】

はい。ありがとうございます。

本日のご意見等で、事務局との調整が必要なものについては、会長である私に一任をいただくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】

他に、何かございますでしょうか。

【事務局】

最後となりますが、今後のスケジュール等についてご説明させていただきます。

本日、審査いただきました案件につきましては、委員の皆様からいただいたご意見、ご質問を踏まえ、今後、事務局で来年2月中をめどに認可の手続を進めてまいります。

認可の結果及び各委員からのご意見等への対応については、改めて委員の皆様にも郵送等でお知らせをさせていただきます。

また、本日の会議録についてですが、会議録の案ができた時点で委員の皆様にお送りさせていただきますので、内容の確認をお願いいたします。会議録については、各委員の確認後、内容を確定し、市ホームページ等で公表いたします。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

それでは以上で、令和2年度第2回 枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。